

公益社団法人千葉市幼稚園協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第4項に基づき、公益社団法人千葉市幼稚園協会(以下「本協会」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入について必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 本協会の会員の種別は、定款第5条の規定に基づき正会員、特別会員、賛助会員及び名誉会員とする。

(入会)

第3条 正会員になろうとする者は、協会の目的に賛同し、その運営に協力する者であると地区ブロック会が認め、評価した者でなければならない。

- 2 前項に該当し、入会を希望する場合は、別に定める入会申込書(別記様式 1)をブロック長を経由して会長宛に提出しなければならない。
- 3 提出された入会申し込みについては、理事会の審査によりその可否を決定し、会長はその結果を申込者に通知するものとする。
- 4 特別会員及び賛助会員の入会は、理事会の承認によるものとする。
 - (1) 特別会員 大学その他の高等教育機関及び学識経験者等で本協会の目的に賛同し、支援する団体または個人。
 - (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の事業を賛助するため入会する団体または個人。
- 5 名誉会員の入会は、理事会の推薦と本人の承諾によるものとする。

(入会金及び会費)

第4条 正会員は、入会時に入会金200,000円並びに年会費を、以後毎年、年会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員及び賛助会員は、入会時に年会費を、以後毎年、年会費を納入するものとする。なお、特別会員及び賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
- 3 名誉会員は、入会金並びに会費を納めることを要しない。
- 4 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。
 - (1) 正会員 毎年5月1日現在の満3歳児以上の在園児1名につき550円を乗じた額に次の区分による園基本割額の合計額とする。

園基本割額

園児数	金額(円)
49名以下	16,000
50名以上99名以下	25,000
100名以上199名以下	35,000
200名以上	50,000

- (2) 特別会員 1口50,000円
- (3) 賛助会員 1口10,000円

- 5 会員は、毎年4月から翌年3月までの年会費を毎年6月末日までに一括納入するものとする。
- 6 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返金しない。

(入会金及び会費の使途)

第5条 前条第1項の入会金は、本協会の基本財産とし、会費については、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(権利)

第6条 会員は、本協会の事業・活動に参加することができる。

- 2 正会員は、総会における議決権を有する。

(義務)

第7条 会員は本協会の事業・活動に対して協力するものとする。

- 2 会員は、定款第7条の規程による入会金並びに会費等を納入しなければならない。
- 3 会員は、この規程のほか、法令、定款及び理事会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。
- 4 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに本協会に届け出なければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉をき損し、または設立の趣旨に反する行為をしたとき並びに会員としての重要な義務を履行しなかったとき。
 - (3) 本協会に対して行った犯罪により刑罰を科せられたとき。
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を当該年度内に履行しなかったとき。
- (2) 会員が死亡、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 除名されたとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れない。

2 本協会は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

(改廃)

第12条 本規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て会長が定める。

(細則)

第13条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則 この規程は公益社団法人千葉市幼稚園協会の設立登記の日から施行する。

附則 この規程は平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

附則 この規程は平成 27 年 2 月 19 日から施行する。

附則 この規程は平成 27 年 7 月 8 日から施行する。

附則 この規程は令和元年 7 月 18 日から施行する。